

# 令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例 (所得者の合計所得金額が 900 万円以下、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下の場合)

給与の支払者の所在地等の  
所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長  
**神田**

給与の支払者の  
名称(氏名) **株式会社**

給与の支払者の  
番号 **0000**

給与の支払者の  
住所 **東京都千代田区神田錦町 3-3**

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の  
法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、  
給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。  
**4,951,500 円**判定  900万円以下(A)

あなたの  
合計所得金額の見積額 **\*1 4,951,500 円**

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、合計所得金額が 1,000 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの  
配偶者の  
合計所得金額の見積額 **\*2 300,000 円**

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 2,015,999 円を超える場合は、合計所得金額が 123 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの  
合計所得金額の見積額 **\*3 300,000 円**

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、合計所得金額が 1,000 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

あなたの  
合計所得金額の見積額 **\*1 4,951,500 円**判定  900万円以下(A)

あなたの  
配偶者の  
合計所得金額の見積額 **\*2 300,000 円**

あなたの  
合計所得金額の見積額 **\*3 300,000 円**

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、合計所得金額が 1,000 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 2,015,999 円を超える場合は、合計所得金額が 123 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。 ※あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、合計所得金額が 1,000 万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

所得の種類	金額	控除	所得金額
給与所得	4,951,500		4,951,500
雑所得	6,835,000		6,835,000
合計所得金額	11,786,500		11,786,500
配偶者控除		380,000	
配偶者特別控除		300,000	
合計所得金額(控除後)			11,106,500

所得の種類	金額	控除	所得金額
給与所得	380,000		380,000
雑所得	260,000		260,000
合計所得金額	640,000		640,000
配偶者控除		380,000	
合計所得金額(控除後)			260,000

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。